

議 第 333 号

平成30年12月11日提出

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、協議により別紙のとおり定める。

熊本市長 大西 一 史

（提出理由）

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に
関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分を次のとおり定める。

- 1 山鹿植木広域行政事務組合の財産のうち、次に掲げるクリーンセンターが位置する土地は、建物の解体工事終了後に山鹿市に帰属させるものとする。

所在及び地番	地積
山鹿市鹿央町合里字青井1618番	1,528.70㎡
山鹿市鹿央町合里字青井1634番	9,672.10㎡
山鹿市鹿央町合里字青井1641番2	650.96㎡
山鹿市鹿央町合里字青井1648番1	1,504.01㎡
山鹿市鹿央町合里字上青井1661番	87.21㎡
山鹿市鹿央町合里字上青井1662番1	483.23㎡
計	13,926.21㎡

- 2 山鹿植木広域行政事務組合の財産のうち、次に掲げるクリーンセンターに配置されている車両及びその他の備え付けた物品は、山鹿植木広域行政事務組合に帰属させるものとする。

名称	数量
4トンダンプ自動車	1
その他の物品（工具、机、椅子、キャビネット等）	

平成 年 月 日

山鹿市長 中 嶋 憲 正

熊本市長 大 西 一 史